

令和 2 年度 就学援助制度について

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減少世帯へのお知らせ)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少・失業した方のおられる世帯について、大阪府社会福祉協議会で新型コロナウイルス感染症特例による貸付が行われています。

この状況を踏まえ、1月終わりごろから2月始めごろに学校から配付している「令和2年度(2020年度)就学援助制度のお知らせ(早期2・一般・随時)」(以下「お知らせ」といいます。)の一部の取扱いを次のとおり変更します。

《変更内容》

◎申請理由「⑦生活福祉資金の貸付決定を受けた方」(「お知らせ」1・2ページ)

この申請理由⑦で一般申請(申請期限:6月30日)をされた方については、4月1日の時点で貸付決定を受けている場合に、4月1日付けで就学援助の認定を受けることができます。
この認定日について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今年度(令和2年度)の一般申請では、次のとおり取り扱います。

次のどちらかの貸付決定を受けた方については、貸付決定日や返済状況に関係なく、就学援助の認定日は4月1日とします。

- 緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症特例)
- 総合支援資金【生活支援金】(新型コロナウイルス感染症特例)

(注)「申請書」は6月30日までに提出する必要があります。ただし、証明書類の提出は後日でもかまいません。

《新型コロナウイルス感染症特例による貸付とは?》

大阪府社会福祉協議会には、低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度があります。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象を低所得者世帯以外にも拡大し、休業や失業等で一時的な生活資金にお困りの方に向けた「新型コロナウイルス感染症特例」として「緊急小口資金」「総合支援資金【生活支援費】」の貸付が実施されています。

※詳しい貸付内容や受付期間等については、次の大阪府社会福祉協議会のホームページやコールセンター、各区の社会福祉協議会にご確認ください。

- ・大阪府社会福祉協議会ホームページ <http://www.osakafusyakyo.or.jp/>
- ・特例貸付用コールセンター電話番号 0120-46-1999

◎ この就学援助申請に必要な書類（下記①②を提出してください。）

① 就学援助申請書兼世帯状況票

1月終わりごろから2月始めごろに学校からお配りした「お知らせ」に同封の申請書用紙です。
用紙をお持ちでない場合は、お子さまが通われている学校にお申し出いただくか、大阪市ホームページより「就学援助」で検索し、申請書用紙をダウンロードしてください。

◎申請書記入時の注意事項

《申請区分》欄は「一般2」を選択してください。

《申請理由》欄は「⑦生活福祉資金の貸付の決定を受けた。」にチェックをしてください。

② 生活福祉資金貸付決定通知書（コピー）

社会福祉協議会に新型コロナウイルス感染症特例による貸付の申込みを行い、貸付決定された方に送付される通知書です。原本はご本人の保管書類となりますので、コピーを提出してください。

◎「新型コロナウイルス感染症特例による貸付」を申請中及び申請をお考えの方

下記申請期限までに「①就学援助申請書兼世帯状況票」を提出し、就学援助申請を先に済ませて
ください。

「②生活福祉資金貸付決定通知書（コピー）」はご家庭に送付されしだい、後日提出してください。

◎ 提出先

お子さまが通われている小・中学校

◎ 申請期限

令和2年6月30日（火）

※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が学校へ持参又は郵送をお願いします。

◎ その他注意事項

※ 新型コロナウイルス感染症特例による貸付の受付期間終了にご注意ください。

※ 他の申請理由で既に就学援助申請されている方で「新型コロナウイルス感染症特例による貸付」を受けられた方は、申請を再度していただく必要はありません。ただし、「生活福祉資金貸付決定通知書」は保管しておいてください。（先に就学援助申請した理由で「否認定」となった場合、「生活福祉資金貸付決定通知書」により再審査を行うことができます。）

※ 「就学援助申請書兼世帯状況票」の記入方法や就学援助制度については「お知らせ」をご覧ください。「お知らせ」については、大阪市ホームページから「就学援助」を検索いただいてもご覧になれます。

【就学援助申請についてのお問合せ先】

お子さまが通われている小・中学校 又は
教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当
就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653
（4月1日に学校経営管理センターから名称を変更しています）

[大阪市ホームページ]

